

○平成 22 年度金融庁政策評価実施計画 新旧対照表

新	旧
<p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号) 第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p><b>6. 租税特別措置等に係る政策評価 (事前・事後)</b></p> <p><u>平成 22 年度税制改正大綱 (平成 21 年 12 月 22 日閣議決定) において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等 (以下、「租税特別措置等」という。) の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。) に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。) に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。</u></p>	<p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号) 第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>(新設)</p>